

第 11 回 建築行政共用データベースシステム理事会 議事録（案）

日 時 平成 23 年 11 月 11 日（金）9:30～10:15

場 所 大津プリンスホテル 石楠花 2

資 料

次第

建築行政共用データベースシステム連絡協議会役員一覧
前回（第 10 回）理事会議事録《平成 23 年 4 月 28 日開催》
別冊 総会配付予定資料一式

出席者（敬称略、カッコ内は代理出席者）

会 長 東京都：砂川 俊雄

副会長 大阪府：横小路 敏弘

理 事 北海道：宮内 孝（大條）

宮城県：千葉 琢夫（玉川）

神奈川県：中澤 一夫

富山県：岡本 達也（新夕）

愛知県：祖父江 隆弘

兵庫県：田村 俊郎

広島県：河原 直己

高知県：井上 博敏

福岡県：乗松昭一郎（江口）

横浜市：脇出 一郎

大阪市：寺尾 厚子（深江）

松山市：亀岡 宗三

北九州市：堀 宏二

（一財）日本建築センター：鈴木 孝明

ビューローベリタスジャパン(株)：関田 保行

ワザバ - 国土交通省：長谷川 知弘

近畿地方整備局：田中 啓一

建築検査機構(株)：星野 寛

東京都：山崎 浩明

大阪府：大西 陽一

事務局 松野 仁、椋 周二、坂田 英督、鳥居寿美男、久保 博史、荘野陽太郎

1. 理事長挨拶（ICBA 松野理事長）

建築行政共用データベースシステムは本稼働後1年半を経過し、その間、利用者の皆様方からの直接のご意見やご指導のほか、企画改善部会でのご検討等も踏まえ、システムの改善を進めてきた。また、ICBAによる現地調査においてもさまざまなご協力をいただいている。

現在、台帳システムについてはV7ほくとの約7割が移行、それ以外のシステムの利用を含めると共用データベースは約220もの機関にご利用いただいている状況にあって、かなり安定的に稼働する状態となった。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今後引き続き取り組まなければならない課題はまだ多く残っているが、一方で、普及活動にも重点を置く必要もある。共用データベースの特長である、データの一元化、機器の共同利用によるコスト削減等は、多くの方々が利用することによって、初めて実現できる。

建築士法の関連業務においては、建築士・事務所登録閲覧システムの全都道府県及び指定登録機関での利用により、建築士の定期講習未受講者の捕捉等、データベース化の本来のメリットを出せる状態にある。

建築基準法の関連業務においては、通知・配信システムが特定行政庁の業務合理化に資するところ大であるが、指定確認検査機関との連携が十分に働かず、システムの利用効果が発揮されていないところが多い状況である。

この点については、国土交通省、都道府県及び特定行政庁のお力も賜りながら、ICBAとして最重点課題として取り組んでまいりたい。

2. 役員紹介（事務局 椋）

事務局椋より役員の紹介があった。

3. 会長挨拶（東京都 砂川会長）

システムというものは開発者の不断の努力とユーザーの厳しい改善要求によって、よりよいシステムに育っていくものであり、開発者であるICBAとが十分なコミュニケーションを図りシステムを改善していくことで、今後は評判が評判を呼び利用者が増えていくという好循環に向かうようになって欲しい。また今はその過渡期であると考えている。そのためにも我々ユーザーはシステムを良くしていくための積極的な提言が必要である。

また、システムの積極的なPRも必要である。

重ねてではあるが、この後続く総会の円滑な運営にご協力をお願いする。

4. 国土交通省挨拶（国土交通省 長谷川建築国際関係分析官）

現在、多くの特定行政庁でV7ほくとから共用データベースへの移行が進んでいるところであるが、共用データベースは国が構築費を出し、運用後のメンテナンス費用は利用者負担ということが前提である。そのような中で、システムの改善も図っていかねばならない。ICBAには予算の制約はあるが、適切に対処され、利用者の皆様には積極的に知恵や意見を出してもらいたい。

また、建築物ストックデータの充実のため、国の補助（アスベスト、緊急雇用促進）も活用しながら過去の情報の電子化にも取り組まれない。

建築士法関連では、建築士システムはすべての都道府県で利用がされていることで初めて対応可能となる業務があり、例えば、処分情報や講習履歴の把握などである。データベースの活用により業務の効率化を図るため、今後も皆様方のご協力をお願いする。

5. 議 事

（1）前回議事録の確認

前回議事録の確認は時間的な都合により省略し、ご意見等があれば後日、事務局に連絡をするよう説明があった。

（2）報告事項

事務局 坂田より、総会配布資料を基に以下について説明を行った。

各サブシステムの運用状況について

企画改善部会検討結果 中間報告

その他

【質疑・要望】

（建築検査機構 星野様）

先ほど事務局よりご報告いただいた内容に、建築関連文書の電子化がやっと言及された。現在、10年15年の図書保存が非常に負担となっているとともに、もったいないという思いである。電子化を進めることにより国の資産としても活用して欲しい。

自社でも電子化についての実証実験を重ね、運用方法をほぼ確立することができた。一般図についての電子化は比較的容易なので、概要書と合わせて保存するのがよいと思う。全国の指定確認検査機関も図書保存について悩んでいると思うので、そのエスケープゾーンとして、今後、共用データベースにその機能が付加されることは有用である。

【回答・討議】

(事務局 棕)

I C B Aの自主研究で図書保存は検討を行っているところである。あわせて、電子申請についても検討を進めている。

近々、研究会の中間報告をまとめることとしているので、是非またご意見をいただければと思う。

6. 閉会(事務局 棕)

次回理事会は来年4月を予定している。別途ご案内する。

以上